

令和2年4月公告分一般競争入札案件の共通事項の変更について

令和2年4月1日公告の案件について、下記のとおり一般競争入札に係る入札参加資格の事後審査書類の提出方法及び提出期限を変更します。

記

1 変更の理由

令和2年4月7日に内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されたことに伴い、当該一般競争入札に係る入札参加資格の事後審査書類の提出方法及び提出期限を変更する必要が生じたため

2 変更内容

共通事項「18 入札参加資格の事後審査」の変更

変更前	(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに次のアからシまでの事後審査書類を事業サポート課に提出すること。
変更後	(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに次のアからシまでの事後審査書類を原則として、郵送で事業サポート課に提出すること。 なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。